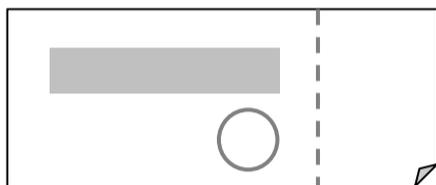


① 郵便請求書



他の市町村の様式や、便箋等に必要事項を記入したものでもご請求いただけます。  
申請者の署名又は押印（シャチハタ不可）が必要です。  
こちらから連絡させていただく場合がありますので、平日の日中に連絡のとれる電話番号を、必ずご記入ください。  
記入がない場合、連絡がとれずに送付が遅くなる場合があります。  
※代理人請求の場合は、本人からの委任状が必要です。

② 未記入の定額小為替



証明書の交付手数料として定額小為替（郵便局で取扱い）を同封してください。  
定額小為替の証書部分と払渡票部分は切り取らず、何も記入せずにお送りください。  
現金で送る場合は現金書留をご利用ください。  
なるべく、おつりが出ないようにご準備ください。  
※手数料は、切手での取り扱いはできません。

③ 切手を貼った返信用封筒



申請者の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ったものをご用意ください。  
送付先は、申請者の住民登録地に限ります。  
請求枚数が多い場合は、大きめの封筒をご用意ください。  
郵便料金が不足する場合は「郵便料金受取人払い」にて対応させていただきます。ご了承ください。  
※お急ぎの方は、速達料金分の切手も貼ってください。

④ 身分証明書の写し



申請者本人の運転免許証やマイナンバーカード（顔写真付き）、健康保険の被保険者証など住所、氏名が印字されているものの写しを送付してください。（現住所等の裏面の印字があるときは、裏面の写しも必要です。マイナンバー通知カード、住民票は本人確認書類にはなりません。）有効期限の部分が読み取れるように複写してください。

①②③④を同封のうえご請求ください。



指宿市役所 市民課 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地  
TEL : 0993-22-2111 (内線213,214,215) FAX0993-23-2105  
Email :shimin@city.ibusuki.jp URL :http://www.city.ibusuki.lg.jp/

山川支所市民福祉課 〒891-0504 指宿市山川新生町84番地  
TEL0993-34-1118

開聞支所市民福祉課 〒891-0692 指宿市開聞十町2867番地  
TEL0993-32-3111(内線127)